

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の規定は、令和7年6月1日から適用する。